

改正

平成31年4月1日要綱第64号

令和3年4月1日要綱第37号

令和6年4月1日要綱第126号

岩国市訪問型サービスタイプ2の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱
(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第140条の63の6第2号に基づき、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業のうち、施行規則第140条の63の2第1項第3号イに規定する旧介護予防訪問介護に係る基準を緩和した基準によるサービス（以下「訪問型サービスタイプ2」という。）の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

(一般原則)

第2条 訪問型サービスタイプ2の事業を行う者（以下「訪問型サービスタイプ2事業者」という。）は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

2 訪問型サービスタイプ2事業者は、訪問型サービスタイプ2の事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市、他の第1号事業者（法第115条の45第1項第1号に規定する第1号事業を行う者をいう。以下同じ。）その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

3 訪問型サービスタイプ2事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従事者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

4 訪問型サービスタイプ2事業者は、訪問型サービスタイプ2を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

5 訪問型サービスタイプ2事業者は、法人であるものとする。

(基本方針)

第3条 訪問型サービスタイプ2の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態若しくは要支援状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

(訪問介護員等の員数)

第4条 訪問型サービスタイプ2事業者が訪問型サービスタイプ2の事業を行う事業所（以下「訪問型サービスタイプ2事業所」という。）ごとに置くべき訪問介護員等（訪問型サービスタイプ2の提供に当たる介護福祉士、法第8条第2項に規定する政令で定める者又は市長が別に定める者をいう。以下同じ。）の員数は、当該事業を行うために必要な1以上の数とする。

- 2 訪問型サービスタイプ2事業者は、訪問型サービスタイプ2事業所ごとに、訪問介護員等のうち、利用者の数に応じ必要と認められる1以上の訪問事業責任者を置くものとする。
- 3 前項の訪問事業責任者は、介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者若しくは市長が指定する研修を受講した者であって、専ら訪問型サービスタイプ2に従事するものをもって充てるものとする。

(管理者)

第5条 訪問型サービスタイプ2事業者は、訪問型サービスタイプ2事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置くものとする。ただし、訪問型サービスタイプ2事業所の管理上支障がない場合は、当該訪問型サービスタイプ2事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(設備及び備品)

第6条 訪問型サービスタイプ2事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、訪問型サービスタイプ2の提供に必要な設備及び備品等を備えるものとする。

(内容及び手続の説明並びに同意)

第7条 訪問型サービスタイプ2事業者は、訪問型サービスタイプ2の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第23条に規定する運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得るものとする。

- 2 訪問型サービスタイプ2事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項に定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができるものとする。この場合において、当該訪問型サービスタイプ2事業者は、当該文書を交付したものとみなすものとする。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 訪問型サービスタイプ2事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 訪問型サービスタイプ2事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、訪問型サービスタイプ2事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理

の用に供されるものをいう。第41条の2において同じ。)に係る記録媒体をいう。)をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法
3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものとする。

4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、訪問型サービスタイプ2事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 訪問型サービスタイプ2事業者は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得るものとする。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち訪問型サービスタイプ2事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

6 前項の規定による承諾を得た訪問型サービスタイプ2事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならないものとする。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第8条 訪問型サービスタイプ2事業者は、正当な理由なく訪問型サービスタイプ2の提供を拒んではならないものとする。

(サービス提供困難時の対応)

第9条 訪問型サービスタイプ2事業者は、当該訪問型サービスタイプ2事業所の通常の事業の実施地域(当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な訪問型サービスタイプ2を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者又は第1号介護予防支援事業(法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業をいう。第14条において同じ。)の実施者(以下「介護予防支援事業者等」という。)への連絡、適当な他の訪問型サービスタイプ2事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講ずるものとする。

(受給資格等の確認)

第10条 訪問型サービスタイプ2事業者は、訪問型サービスタイプ2の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格並びに要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間(施行規則第140条の62の4第2号に規定する第1号被保険者にあつては、被保険者資格及び同号に規定する厚生労働大臣が定める基準の該当の有無)を確かめるものとする。

2 訪問型サービスタイプ2事業者は、前項の被保険者証に、法第115条の3第2項の認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、訪問型サービスタイプ2を提供するように努めるものとする。

(要支援認定の申請に係る援助)

第11条 訪問型サービスタイプ2事業者は、訪問型サービスタイプ2の提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者（施行規則第140条の62の4第2号に規定する者を除く。）については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。

2 訪問型サービスタイプ2事業者は、法第8条の2第16項に規定する介護予防支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとする。
（心身の状況等の把握）

第12条 訪問型サービスタイプ2事業者は、訪問型サービスタイプ2の提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者等が開催するサービス担当者会議（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号。以下「指定介護予防支援等基準」という。）第30条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとする。

（介護予防支援事業者等その他保健医療又は福祉サービス提供者との連携）

第13条 訪問型サービスタイプ2事業者は、訪問型サービスタイプ2を提供するに当たっては、介護予防支援事業者等その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

2 訪問型サービスタイプ2事業者は、訪問型サービスタイプ2の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

（介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供）

第14条 訪問型サービスタイプ2事業者は、介護予防サービス計画（施行規則第83条の9第1号ニに規定する計画（第1号介護予防支援事業による支援により作成される計画を含む。）を含む。以下同じ。）が作成されている場合は、当該計画に沿った訪問型サービスタイプ2を提供するものとする。

（介護予防サービス計画等の変更の援助）

第15条 訪問型サービスタイプ2事業者は、利用者が介護予防サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者等への連絡その他の必要な援助を行うものとする。

（身分を証する書類の携行）

第16条 訪問型サービスタイプ2事業者は、訪問介護員等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導するものとする。

（サービスの提供の記録）

第17条 訪問型サービスタイプ2事業者は、訪問型サービスタイプ2を提供した際には、

当該訪問型サービスタイプ2の提供日及び内容、当該訪問型サービスタイプ2について支払を受ける第1号事業支給費（法第115条の45の3第1項の第1号事業支給費をいう。以下同じ。）の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載するものとする。

- 2 訪問型サービスタイプ2事業者は、訪問型サービスタイプ2を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供するものとする。

（利用料等の受領）

第18条 訪問型サービスタイプ2事業者は、第1号事業支給費の支給を受けることのできる訪問型サービスタイプ2を提供した際には、その利用者から利用料（第1号事業支給費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。）の一部として、当該訪問型サービスタイプ2に係る第1号事業支給費基準額（岩国市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成28年4月1日制定）第6条に規定するサービス事業に要する費用の額をいう。以下同じ。）から当該訪問型サービスタイプ2事業者を支払われる第1号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- 2 訪問型サービスタイプ2事業者は、第1号事業支給費の支給を受けることのできない訪問型サービスタイプ2を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、訪問型サービスタイプ2に係る第1号事業支給費基準額との間に、不合理な差額が生じないようにするものとする。
- 3 訪問型サービスタイプ2事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において訪問型サービスタイプ2を行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができるものとする。
- 4 訪問型サービスタイプ2事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

（同居家族に対するサービス提供の禁止）

第19条 訪問型サービスタイプ2事業者は、訪問介護員等に、その同居の家族である利用者に対する訪問型サービスタイプ2の提供をさせてはならないものとする。

（利用者に関する市への通知）

第20条 訪問型サービスタイプ2事業者は、訪問型サービスタイプ2を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知するものとする。

- （1） 正当な理由なしに訪問型サービスタイプ2の利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。
- （2） 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

（緊急時等の対応）

第21条 訪問介護員等は、現に訪問型サービスタイプ2の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等

の必要な措置を講ずるものとする。

(管理者及び訪問事業責任者の責務)

第22条 訪問型サービスタイプ2事業所の管理者は、当該訪問型サービスタイプ2事業所の従事者及び業務の管理を一元的に行うものとする。

2 訪問型サービスタイプ2事業所の管理者は、当該訪問型サービスタイプ2事業所の従事者にこの要綱の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

3 訪問事業責任者(第4条第2項に規定する訪問事業責任者をいう。以下同じ。)は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 訪問型サービスタイプ2の利用の申込みに係る調整をすること。

(2) 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握すること。

(3) 介護予防支援事業者等その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者に対し、訪問型サービスタイプ2の提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うこと。

(4) サービス担当者会議への出席等介護予防支援事業者等その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に関すること。

(5) 訪問介護員等(訪問事業責任者を除く。以下この項において同じ。)に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。

(6) 訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。

(7) 訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理を実施すること。

(8) 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施すること。

(9) その他サービス内容の管理について必要な業務を実施すること。

(運営規程)

第23条 訪問型サービスタイプ2事業者は、訪問型サービスタイプ2事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておくものとする。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 従事者の職種、員数及び職務の内容

(3) 営業日及び営業時間

(4) 訪問型サービスタイプ2の内容及び利用料その他の費用の額

(5) 通常の実業の実施地域

(6) 緊急時等における対応方法

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

(8) その他運営に関する重要事項

(生活援助の総合的な提供)

第24条 訪問型サービスタイプ2事業者は、訪問型サービスタイプ2の事業の運営に当たっては、調理、洗濯、掃除等の家事を常に総合的に提供するものとする。

(勤務体制の確保等)

第25条 訪問型サービスタイプ2事業者は、利用者に対し適切な訪問型サービスタイプ2を提供できるよう、訪問型サービスタイプ2事業所ごとに、訪問介護員等の勤務の体制を定めておくものとする。

- 2 訪問型サービスタイプ2事業者は、訪問型サービスタイプ2事業所ごとに、当該訪問型サービスタイプ2事業所の訪問介護員等によって訪問型サービスタイプ2を提供するものとする。
- 3 訪問型サービスタイプ2事業者は、訪問介護員等の資質の向上のために、その研修の機会を確保するものとする。
- 4 訪問型サービスタイプ2事業者は、適切な訪問型サービスタイプ2の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずるものとする。

(業務継続計画の策定等)

第26条 訪問型サービスタイプ2事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問型サービスタイプ2の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

- 2 訪問型サービスタイプ2事業者は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 訪問型サービスタイプ2事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第27条 訪問型サービスタイプ2事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うものとする。

- 2 訪問型サービスタイプ2事業者は、訪問型サービスタイプ2事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めるものとする。
- 3 訪問型サービスタイプ2事業者は、訪問型サービスタイプ2事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。
 - (1) 当該訪問型サービスタイプ2事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6か月に1回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。
 - (2) 当該訪問型サービスタイプ2事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
 - (3) 当該訪問型サービスタイプ2事業所において、訪問介護員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(掲示)

第28条 訪問型サービスタイプ2事業者は、訪問型サービスタイプ2事業所の見やすい場所に、第23条に規定する運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を掲示するものとする。

- 2 訪問型サービスタイプ2事業者は、重要事項を記載した書面を当該訪問型サービスタ

イプ2事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

3 訪問型サービスタイプ2事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載するものとする。

(秘密保持等)

第29条 訪問型サービスタイプ2事業所の従事者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならないものとする。

2 訪問型サービスタイプ2事業者は、当該訪問型サービスタイプ2事業所の従事者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずるものとする。

3 訪問型サービスタイプ2事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておくものとする。

(広告)

第30条 訪問型サービスタイプ2事業者は、訪問型サービスタイプ2事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならないものとする。

(介護予防支援事業者等に対する利益供与の禁止)

第31条 訪問型サービスタイプ2事業者は、介護予防支援事業者等又はその従事者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならないものとする。

(苦情処理)

第32条 訪問型サービスタイプ2事業者は、提供した訪問型サービスタイプ2に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずるものとする。

2 訪問型サービスタイプ2事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。

(不当な働き掛けの禁止)

第33条 訪問型サービスタイプ2事業者は、介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、介護予防支援事業者等の担当職員等（指定介護予防支援等基準第2条第1項に規定する担当職員及び同条第2項の介護支援専門員をいう。）又は居宅要支援被保険者等（施行規則第140条の62の4第1号又は第2号に該当する者をいう。）に対して、利用者に必要なサービスを提供するよう求めることその他の不当な働き掛けを行ってはならないものとする。

(地域との連携等)

第34条 訪問型サービスタイプ2事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した訪問型サービスタイプ2に関する利用者からの苦情に関して市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めるものとする。

2 訪問型サービスタイプ2事業者は、訪問型サービスタイプ2事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して訪問型サービスタイプ2を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても訪問型サービスタイプ2の提供を行うよう

努めるものとする。

(事故発生時の対応)

第35条 訪問型サービスタイプ2事業者は、利用者に対する訪問型サービスタイプ2の提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

2 訪問型サービスタイプ2事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。

3 訪問型サービスタイプ2事業者は、利用者に対する訪問型サービスタイプ2の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(虐待の防止)

第36条 訪問型サービスタイプ2事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 当該訪問型サービスタイプ2事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。

(2) 当該訪問型サービスタイプ2事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該訪問型サービスタイプ2事業所において、訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(会計の区分)

第37条 訪問型サービスタイプ2事業者は、訪問型サービスタイプ2事業所ごとに経理を区分するとともに、訪問型サービスタイプ2の事業の会計とその他の事業の会計を区分するものとする。

(記録の整備)

第38条 訪問型サービスタイプ2事業者は、従事者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくものとする。

2 訪問型サービスタイプ2事業者は、利用者に対する訪問型サービスタイプ2の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

(1) 第40条第2号に規定する個別サービス計画

(2) 第17条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第40条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 第20条の規定による市への通知に係る記録

(5) 第32条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 第35条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(訪問型サービスタイプ2の基本取扱方針)

第39条 訪問型サービスタイプ2は、利用者の介護予防(法第8条の2第2項に規定する介護予防をいう。以下同じ。)に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものと

する。

- 2 訪問型サービスタイプ2事業者は、自らその提供する訪問型サービスタイプ2の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
- 3 訪問型サービスタイプ2事業者は、訪問型サービスタイプ2の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態等とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たるものとする。
- 4 訪問型サービスタイプ2事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めるものとする。
- 5 訪問型サービスタイプ2事業者は、訪問型サービスタイプ2の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働き掛けに努めるものとする。

(訪問型サービスタイプ2の具体的取扱方針)

第40条 訪問介護員等の行う訪問型サービスタイプ2の方針は、第3条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 訪問型サービスタイプ2の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。
- (2) 訪問事業責任者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、訪問型サービスタイプ2の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した訪問型サービスタイプ2計画（以下「個別サービス計画」という。）を作成するものとする。
- (3) 個別サービス計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成するものとする。
- (4) 訪問事業責任者は、個別サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得るものとする。
- (5) 訪問事業責任者は、個別サービス計画を作成した際には、当該個別サービス計画を利用者に交付するものとする。
- (6) 訪問型サービスタイプ2の提供に当たっては、個別サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
- (7) 訪問型サービスタイプ2の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (8) 訪問型サービスタイプ2の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならないものとする。
- (9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
- (10) 訪問型サービスタイプ2の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な

介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。

(11) 訪問事業責任者は、個別サービス計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも3か月に1回は、当該個別サービス計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した介護予防支援事業者等に報告するとともに、当該個別サービス計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該個別サービス計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。

(12) 訪問事業責任者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した介護予防支援事業者等に報告するものとする。

(13) 訪問事業責任者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて個別サービス計画の変更を行うものとする。

(14) 第1号から第12号までの規定は、前号に規定する個別サービス計画の変更について準用する。

（訪問型サービスタイプ2の提供に当たっての留意点）

第41条 訪問型サービスタイプ2の提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行うものとする。

(1) 訪問型サービスタイプ2事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメント（指定介護予防支援等基準第30条第7号に規定するアセスメントをいう。）において把握された課題、訪問型サービスタイプ2の提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービス提供に努めること。

(2) 訪問型サービスタイプ2事業者は、自立支援の観点から、利用者が、可能な限り、自ら家事等を行うことができるよう配慮するとともに、利用者の家族、地域の住民による自主的な取組等による支援及び他の福祉サービスの利用の可能性についても考慮するものとする。

（電磁的記録等）

第41条の2 訪問型サービスタイプ2事業者及び訪問型サービスタイプ2の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この要綱の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第10条第1項及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

2 訪問型サービスタイプ2事業者及び訪問型サービスタイプ2の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（この項において「交付等」という。）のうち、書面で行うことが想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

（その他）

第42条 この要綱に定めるもののほか、当該訪問型サービスタイプ2事業に係る必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月1日要綱第64号）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年4月1日要綱第37号）

（施行期日）

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

（虐待の防止に係る経過措置）

2 この要綱の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の第2条第3項及び第35条の2の規定の適用については、これらの規定中「講ずるものとする」とあるのは「講ずるよう努めるものとする」とし、改正後の第25条の規定の適用については、この規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

3 この要綱の施行の日から令和6年3月31日までの間、第27条の2の規定の適用については、この規定中「講ずるものとする」とあるのは「講ずるよう努めるものとする」と、「実施するものとする」とあるのは「実施するよう努めるものとする」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

（感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置）

4 この要綱の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の第28条第3項の規定の適用については、この規定中「講ずるものとする」とあるのは、「講ずるよう努めるものとする」とする。

附 則（令和6年4月1日要綱第126号）

（施行期日）

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

（重要事項の掲示に係る経過措置）

2 この要綱の施行の日から令和7年3月31日までの間、改正後の第28条第3項の規定の適用については、同項中「訪問型サービスタイプ2事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載するものとする。」とあるのは、「削除」とする。